第四十条の六第二項中「基準と」を「ものと」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前項第一号に掲げる自動車　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める基準

イ　乗合ノンステップバス　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。ロ、次号及び第四項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

ロ　乗合リフト付きバス　公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準

二　前項第二号に掲げる自動車　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める基準

イ　貸切ノンステップバス　公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

ロ　貸切リフト付きバス　公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

第四十条の六第三項中「自動車（」を「自動車で」に改め、「自動車検査証に」の下に「おいて」を加え、「記載されている自動車に限る。）」を「明らかにされているもの」に改める。

第四十六条を削る。

別表第三㈣の表の備考１(1)㈠中「同項」を「法第４条の２第１項」に、「(ロ)及び３に」を「ロに」に改め、同表の備考１(3)中「（以下この表において「前の勤務先」という。）」及び「（以下この表において「他の勤務先」という。）」を削り、同表の備考３(2)㈠中「氏名又は住所の変更をした」を「ロに掲げる場合以外の」に改め、同表の備考３(3)中「金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が１(1)㈡の個人」を「勤務先の長、施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先（以下(8)までにおいて「事務代行先」という。）の長及び金融機関の営業所等の長がこの申告書を提出した者」に改め、同表の備考４(2)中「、「住所」及び「個人番号」を「及び「住所」に、「、住所及び個人番号を」を「及び住所を、それぞれ」に改め、同表の備考４(8)を同表の備考４(9)とし、同表の備考４(7)を同表の備考４(8)とし、同表の備考４(6)を同表の備考４(7)とし、同表の備考４(5)を同表の備考４(6)とし、同表の備考４(4)中「施行令第２条の18第２項に規定する」「（(5)において「移管前の営業所等」という。）」「施行令第２条の６第１項第１号に規定する」及び「（以下(7)までにおいて「事務代行先」という。）」を削り、同表の備考４(4)を同表の備考４(5)とし、同表の備考４(3)を同表の備考４(4)とし、同表の備考４(2)の次に次のように加える。

(3)　「個人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長、施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先（以下(9)までにおいて「事務代行先」という。）の長及び施行令第２条の18第２項に規定する移管前の営業所等（(5)及び(6)において「移管前の営業所等」という。）の長がこの申告書を提出した者の個人番号を付記すること。

別表第三㈣の表の備考５(2)中「、「住所」及び「個人番号」を「及び「住所」に、「、住所及び個人番号を」を「及び住所を、それぞれ」に改め、同表の備考５(7)を同表の備考５(8)とし、同表の備考５(6)を同表の備考５(7)とし、同表の備考５(5)を同表の備考５(6)とし、同表の備考５(4)中「第３条の５第６項第２号」を「施行令第２条の19」に改め、「施行令第２条の６第１項第１号に規定する」及び「（以下(7)までにおいて「事務代行先」という。）」を削り、同表の備考５(4)を同表の備考５(5)とし、同表の備考５(3)を同表の備考５(4)とし、同表の備考５(2)の次に次のように加える。

(3)　「個人番号」の欄には、この申告書を受理した施行令第２条の19に規定する他の勤務先（以下(8)までにおいて「他の勤務先」という。）の長、当該他の勤務先に係る施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先（以下(8)までにおいて「事務代行先」という。）の長及び金融機関の営業所等の長がこの申告書を提出した者の個人番号を付記すること。

別表第三㈣の表の備考６(2)中「おいて、」の次に「３(3)中「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同表の備考７(2)中「４(8)」を「４(9)」に、「４(3)」を「４(3)中「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」と、４(4)」に、「４(4)中「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」と、」を「４(5)中」に、「４(7)」を「４(8)」に改め、同表の備考８(2)中「５(7)」を「５(8)」に、「５(4)中「第３条の５第６項第２号」とあるのは「第３条の12において準用する第３条の５第６項第２号」」を「５(3)中「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」と、５(5)中「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」」に、「「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」と、５(6)」を「５(7)」に改める。

別表第六㈠の表中「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同表の備考１中「第29条の２第５項」を「第29条の２第６項」に、「特定新株予約権等の付与に関する調書」を「特定新株予約権の付与に関する調書」に改め、同表の備考２(2)中「第19条の３第16項」を「第19条の３第25項」に、「こと」を「こと。この場合において、新株予約権を与える者が法第29条の２第１項に規定する特定従事者であるときは、「無」を○で囲むこと」に改め、同表の備考２(3)を次のように改める。

(3)　「区分」の欄には、取締役等の新株予約権又は特定従事者の新株予約権と記載すること。

別表第六㈠の表中

特　例　適　用　者	
承　継　特　例　適　用　者	

を

特例適用者（取締役等）
特例適用者（特定従事者）
承　継　特　例　適　用　者

に改め、同表の備考１中「第29条の２第６項」を「第29条の２第７項」に改め、同表の備考２(1)中「以下この表に」を「２に」に改め、同表の備考２(2)中「「特例適用者」」を「「特例適用者（取締役等）」、「特例適用者（特定従事者）」」に、「いずれか該当する方」を「該当する欄」に改め、同表の備考２(3)中「こと。」の次に「この場合において、法第29条の２第１項第６号に規定する取決めに従つてされる同条第４項に規定する特例適用者（２において「特例適用者」という。）の同条第１項第７号に規定する国外転出（２において「国外転出」という。）に係る終了が生じたときは、国外転出に伴う終了のように記載すること。」を加え、同表の備考２(4)中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同表の備考２(6)中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同表の備考２(6)イ中「法第29条の２第４項に規定する」を削り、「（２において「特例適用者」という。）又は同項」を「又は法第29条の２第４項」に改め、同表の備考２(6)ホを同表の備考２(6)ヘとし、同表の備考２(6)ニの次に次のように加える。

ホ　特例適用者（法第29条の２第４項に規定する取締役等の特定株式以外の同項に規定する特定株式を有する者に限る。）が国外転出をした場合　その旨及び当該国外転出をした日

別表第六㈡の表の備考２(7)中「特定株式又は承継特定株式の」を「法第29条の２第４項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下この表において「承継特定株式」という。）の」に改める。

別表第七㈢の表の備考１中「第37条の14第30項」を「第37条の14第35項」に改め、同表の備考２(1)中「又は居所」を「又は居所等（その者に係る法第37条の14第27項の規定による継続適用届出書（同項第１号に規定する継続適用届出書をいう。(9)ニ及び(10)において「継続適用届出書」という。）の提出があつた日からその者に係る同条第29項の規定による帰国届出書（同項に規定する帰国届出書をいう。(9)ホにおいて同じ。）の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その